

明石市医療的ケア児等相談窓口の設置について

1 趣旨・目的

医療的ケア児とその家族が抱える課題は、多岐にわたっており、病態や障害等も個別性が高く、複雑化しています。今後も住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、医療的ケア児等およびその家族に対する相談支援、兵庫県医療的ケア児支援センターをはじめとする各支援関係機関との連絡・調整を行い、保健、医療、福祉、教育等が相互連携することにより、切れ目ない支援体制を構築していきます。

2 設置日

令和6年10月1日(火)

3 相談体制

(1) 対象者

医療的ケア児等（これから医療的ケアが必要となる児等も含む）とその家族

(2) 相談日時

当面の間は、概ね週1回程度、1回1時間程度の予約制（曜日固定ではなく、随時調整）
予約方法は、原則、市ホームページ等からのオンライン受付

(3) 相談方法

相談者の希望に合わせて、来所、訪問、電話、オンライン相談で対応します。

(4) 相談場所

本庁舎1階面談室または相談者宅

(5) 相談員

委託看護師1名と障害福祉課保健師1名の2名体制

（既に、支援関係機関があれば、必要に応じて同席を依頼することもあります。）

(6) 想定される主な相談内容

- ・退院後の生活について相談したい。
- ・障害福祉制度や利用できる福祉サービスについて聞きたい。
- ・保育所、幼稚園、就学先に関する情報を知りたい。
- ・保護者の健康面について相談したい。

4 市民への周知方法

- (1) 広報あかし、記者提供、市ホームページに掲載
- (2) 各支援関係機関に相談窓口チラシを設置
- (3) 障害当事者団体を通じて周知

5 その他（医療的ケア児支援にかかる今年度の取組）

- (1) 医療的ケア児支援ハンドブックの配付[5月]
 - ・各支援関係機関を通じて保護者に配付
- (2) 保護者アンケートの実施[6～7月]
 - ・各支援関係機関を通じて保護者に送付
- (3) 障害福祉課保健師による個別訪問調査[7月～]
 - ・保護者アンケートにおいて、個別訪問調査の同意が得られた方に実施
- (4) 支援関係機関との協議の場の設置[年明け以降]